予どもの けんり

子どものけんりについて、かんがえよう。



こともはみんな、しあわせに生きるけんりやそだつけんりがあります。 そのけんりを守ることをせかい中でやくそくしています。

横須賀市も、子どものけんりをみんなで見守っていくためのやくそくをつくりました。 みんながしあわせにくらせるように、このパンフレットをよんでかんがえてみよう。

いっぱいあそぼう。ゆっくり休もう。



友だちとおもいっきり あそんだり、ゆっくり 休んですごしたり、 じゆうなじかんを たのしもう!

おもったことや かんがえたことは、 いおう! かこう! あらわそう!



おとなごけでなく、子どものかんがえも たいせつにされます。

おもったことや、かんがえたことは、 じゆうにいえます。でも、ほかの人の こころをきずつけてはいけません。

たのしく べんきょうしたい。

どの字も、だれでも、 いつでも、どこでも、いろんな ことをべんきょうできます。





いのちは たいせつ



わたしのいのち。あなたのいのち。 みんなせかいで、たった一つのいのちです。 たいせつにしましょう。

あなたは たいせつ



であなたは、たいせつな 子どもです。じぶんのことを、 たいせつに思ってください。 そして、みんなおなじように、 たいせつな子どもです。

みんな たいせつな友だち

あの字はいやだといったり、 なかまはずれにしたりしてはいけません。 どこの国に生まれても、どんなはだの色でも、 ことばがちがっても、しょうがいがあっても、 字どもは、みんなおなじように、たいせつです。

~もしも困ったことがあったら、電話しよう!~ <u>「子どもの人権110番」 ☎ 0120-007-110</u>

保護者のみなさんへ

国際条約と横須賀市条例により、子どもの権利は保障されています。

子どもに関わる大人やすべての市民が子どもの権利を理解し、その子どもにとって最も 望ましい生き方が尊重される社会の実現を目指す必要があります。

このチラシは、子どもたちと一緒に、学校で、家庭で、地域で、「すべての子どもたち が、幸せに生活できることとは何か」について考えていくために、ご活用いただければと 思います。

◎「児童の権利に関する条約」(略称:子どもの権利条約)

平成元年(1989年)に国際連合で採択され、日本は平成6年(1994年)に条約締結国にな りました。

世界中の人々が、子どもが幸せになるためにはどうしたらよいのかということを考えて 作った大切な条約で、「子どもだからといって無視しないで。わたしたちの権利を守って」 という子どもから大人へのメッセージです。

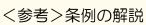
大人は責任を持って、子どもたちを大切に育てなければなりません。

日本をはじめ、世界のすべての国で安心して生活できる社会を実現できるように、 みん なで力を合わせて、できることから行動に移していくことを願い、制定された条約です。

◎「横須賀市子どもの権利を守る条例」

横須賀市では、令和4年(2022年)7月に『横須賀市子どもの権利を守 る条例』を施行しました。

子どもも一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性は当然 のこととして尊重されます。「子どもが保護者の愛情のもとに育まれ、 地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。」 それを見守り、支えるために、子どもに関わるすべての市民がそれを実 践するための指針となる条例です。



https://www.city.yokosuka.kanagawa.ip/3910/jourei.html



~あなたの悩みを相談したいなら~

子どもの人権110番

(平日/8時30分~17時15分)

20120-007-110

こどもの悩み相談ホットライン

(月・水・金/9時~17時) **2**046-822-6522

横須賀こころの電話(平日/16時~23時 土・日・祝日/9時~23時)

☎○46-830-5407 ※毎月第2水曜日、 16時~翌朝6時

2046-822-8479 **2**046-822-8219

<u>横須賀市児童相談所</u>(平日/8時30分~17時) **こども青少年相談**(平日/9時30分~17時)

2046−823−3152

2046−820−2323

\sim 「子どもの権利」 解説リーフレット \sim

編集 横須賀市教育委員会

発行 横須賀市市長室

T238-8550

学校教育部教育指導課

人権・ダイバーシティ推進課

横須賀市小川町11番地

- このリーフレットは、 人権啓発活動地方委託費を活用しています。
- 6,600部印刷し、1枚7.1円で製作しました。
- 再生紙を使用しています。

令和4年(2022年)7月発行